

郡山市立中央公民館ギャラリー取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市立公民館条例に規定される郡山市立中央公民館に設置された絵画等掲示板(以下「ギャラリー」という。)を市民の文化活動の成果の発表の場として開放し、市民の文化活動の振興を図るとともに、来館する市民に憩いを提供するため、管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用区分)

第2条 ギャラリーは、次に掲げる使用区分により使用させるものとする。

- (1) らせん階段1階から2階までに設置されている4箇所
- (2) らせん階段2階から3階までに設置されている4箇所
- (3) 2階廊下に設置されている4箇所
- (4) 3階廊下に設置されている3箇所
- (5) その他

(使用者)

第3条 ギャラリーを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 郡山市立公民館等を利用している利用者
- (2) 市内の学校等
- (3) その他教育委員会が適当と認めたもの

(使用の期間)

第4条 ギャラリーの使用期間は、次に掲げる期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 毎月1日から15日まで
- (2) 毎月16日から月末まで

2 前項に規定する使用期間内であれば、設置、撤去、交換等は自由とする。

3 使用期間最終日において、使用している使用区分の翌日からの予約がない場合は、継続して使用できるものとする。

(使用の許可等)

第5条 ギャラリーを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ中央公民館ギャラリー使用許可申請書(第1号様式)により教育委員会の許可を受けなければならない。

2 ギャラリーの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 施設又は付属物、設備等を破損等するおそれがあるもの
- (3) ギャラリーを使用し展示等する作品等(以下「展示物」という。)又は展示方法が、他の利用者の安全を害するおそれのあるもの
- (4) 営利(販売を含む)を目的としているもの

(5) その他教育委員会がギャラリーの管理運営上適当でないと認めるもの

3 展示物に係る作者名や作品名及び説明等を掲示する場合は、全て展示物上又は当該使用ギャラリー内に掲示しなければならない。

(使用の許可の取り消し)

第6条 教育委員会は、使用者が使用目的以外に使用した場合又は許可後において第5条第2項各号に該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、又は停止することができる。

2 教育委員会は、前項に規定する処分により生じた使用者の損害については、その責任を負わない。

(使用料)

第7条 ギャラリーの使用料は無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 展示物及び展示に係る付属物は、使用者の責任において管理すること。

(2) くぎ又は押しピン等を使用し、施設又は設備を破損等するおそれのある行為をしないこと。

(3) 展示物の設置又は撤去等は、全て使用者の責任において行うこと。また、設置又は撤去等に必要な付属物や物品は、全て使用者が準備し使用すること。

(4) 許可された展示方法以外の展示はしないこと。

(5) 使用を終了したとき又は第6条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに展示物を撤去し、ギャラリーを原状に回復し、中央公民館職員の点検を受けること。

(6) その他、上記に記載のない事項については、中央公民館職員と協議すること。

(賠償責任)

第9条 使用者は、施設又は設備を破損等した場合は、使用者の責任によりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 使用者は、使用者の展示物が滅失又は破損等した場合であっても、教育委員会は一切の責任を負わず、その損害を教育委員会に請求できない。

3 使用者は、展示物を設置又は撤去等する際に、不慮の事故等で使用者又は施設利用者に損害が生じた場合であっても、教育委員会は一切の責任を負わず、その損害を教育委員会に請求できない。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。